

出入国在留管理庁（しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちょう）＜入管（にゅうかん）＞ からの 案内（あんない） です

新型コロナウイルス（しんがたころなういるす）感染症（かんせんしょう）の ために 仕事（しごと）がなくなった人（ひと）や 家（いえ）にいることになった人（ひと）へ

① 以下（いか）の人（ひと）は 今（いま） 持（も）っている 在留資格（ざいりゅうしかく）のまま 日本（にほん）に いることが できます

（１）働（はたら）いていた 会社（かいしゃ）などから 仕事（しごと）を 辞（や）めさせる 知（し）らせを 受（う）けた人で ほかの 仕事（しごと）を したいと 思（おも）っている人（ひと）

（２）働（はたら）いていた 会社（かいしゃ）などから 家（いえ）に いるように 言（い）われたが 今（いま）と 同（おな）じ 仕事（しごと）を したいと 思（おも）っている人（ひと）

（３）働（はたら）いている 会社（かいしゃ）などから 働（はたら）く 日（ひ）の 数（かず）や 時間（じかん）を 減（へ）らす と 言（い）われた人（ひと）で これからも 続（つづ）けて 働（はたら）きたいと 思（おも）っている人（ひと）

（４）その他（ほか） 上（うえ）に 書（か）いてある （１）から（３）まで と 同（おな）じ ような 状況（じょうきょう）に なった人（ひと）

また 資格外活動（しかくがい かつどう）の 許可（きょか）も できません

申請（しんせい）するときは 働（はたら）いている 会社（かいしゃ）などから 上（うえ）に 書（か）いた 内容（ないよう）が 書（か）いてある 手紙（てがみ）を もらって 入管（にゅうかん）に 出（だ）して ください

資格外活動（しかくがい かつどう）の 期間（きかん）は 次（つぎ）の どちらか 先（さき）に 来（く）る 日（ひ） まで です

- ・許可（きょか）の日（ひ） から 6か月（6かげつ）
- ・今（いま） 持（も）っている 在留期間（ざいりゅうきかん）の 最後（さいご）の日（ひ）

② 上（うえ）に 書（か）いてある ①の人（ひと）の 在留期間（ざいりゅうきかん）が 終（お）わる ときは 就職活動（しゅうしょく かつどう）を 行（おこな）う ための 「特定活動（とくていかつどう）」の 在留資格（ざいりゅうしかく）へ 変更（へんこう）する ことができます

申請（しんせい）するときは 働（はたら）いている 会社（かいしゃ）など から 上（うえ）に 書（か）いた 内容（ないよう）が 書（か）いてある 手紙（てがみ）を もらって 入管（にゅうかん）に 出（だ）して ください

また 資格外活動（しかくがい かつどう）の 許可（きょか）も できません

資格外活動（しかくがい かつどう）の 期間（きかん）は 次（つぎ）の どちらか 先（さき）に 来（く）る 日（ひ） まで です

- ・許可（きょか）の日（ひ） から 6か月（6かげつ）
- ・今（いま） 持（も）っている 在留期間（ざいりゅうきかん）の 最後（さいご）の日（ひ）

新型コロナウイルス（しんがたころなういるす）感染症（かんせんしょう）のために 給料（きゅうりょう）が 安（やす）くなったり 働（はたら）く日（ひ）の数（かず）や 時間（じかん）が 短（みじか）くなったり いまま でよりも 仕事（しごと）の 状況（じょうきょう）が 悪（わる）くなった ときは 在留期間（ざいりゅうきかん）を 6か月（6かげつ）更新（こうしん）できます

また 資格外活動（しかくがい かつどう）の 許可（きょか）も できません

（注意（ちゅうい）してください）

在留期限（ざいりゅうきげん）が 来（き）た ときに 次（つぎ）の 人（ひと）は 今（いま） 持（も）っている 在留資格（ざいりゅうしかく）

の ままで 在留期間（ざいりゅうきかん）の 更新（こうしん）が できま
す

・働（はたら）いていた 会社（かいしゃ）などから 家（いえ）に いるように
言（い）われた 日（ひ）の 数（かず）が あと 1か月（1かげつ）より 少
（すく）ない 人（ひと）

・今（いま）までより 働（はたら）く日（ひ）の数（かず）や 時間（じかん）
を 減（へ）らして 働（はたら）いている人（ひと）

・働（はたら）く日（ひ）の数（かず）や 時間（じかん）が 家（いえ）に
いるように 言（い）われた 日（ひ）の数（かず）や 時間（じかん）より
多（おお）い 人（ひと）

この場合（ばあい）在留期間（ざいりゅうきかん）は 「1年（1ねん）」が も
らえます

3 留意点（りゅういてん） <気（き）を つける こと>

（1）「特定活動（とくていかつどう）」 の 在留資格（ざいりゅうしかく）
を もらって 就職活動（しゅうしょく かつどう）を 行（おこな）
っている人（ひと）や 会社（かいしゃ）などから 家（いえ）に いるよ
うに 言（い）われた人（ひと）が 会社（かいしゃ）などで 働（はた
ら）くことができる ように なったときは すぐに 在留資格（ざ
いりゅうしかく）の変更許可申請（へんこうきょか しんせい）を 行
（おこな）って ください

（2） 会社（かいしゃ）などから 家（いえ）に いるように 言（い）われた人
（ひと）や 働（はたら）く日（ひ）の数（かず）や 時間（じかん）を
減（へ）らして 働（はたら）いている人（ひと）が 資格外活動許可申
請（しかくがいかつどう きょかしんせい）を するとき は あなたが
働（はたら）いている 会社（かいしゃ）などに「資格外活動（しかくが
い かつどう）を やっていいですか」と 聞（き）いてください

働（はたら）いている 会社（かいしゃ）などから「資格外活動（しかく
がいかつどう）を やっていいよ」と 言（い）われたら あなたは 入
管（にゅうかん）に 行（い）って そのことを 話（はな）してくださ
い

わからないことは **外国人在留総合インフォメーションセンター（がいこくじんざいりゅう そうごう いんぷおめーしょんせんたー）**に 聞（き）いてください

電話（でんわ） 0570-013904

日本語（にほんご）がよくわからない人（ひと）や 自分（じぶん）の国（くに）の言葉（ことば）で話（なはし）をしたい人（ひと）は船橋市外国人総合相談窓口（ふなばしし がいこくじんそうごうそうだんまどぐち）に連絡（れんらく）してください

船橋市外国人総合相談窓口（ふなばしし がいこくじんそうごうそうだんまどぐち）

電話（でんわ）：050-3101-3495

午前（ごぜん）9時（時）から午後（ごご）5時（じ）

土曜日（どようび）日曜日（にちようび）祝日（しゅくじつ）は休（やす）みです